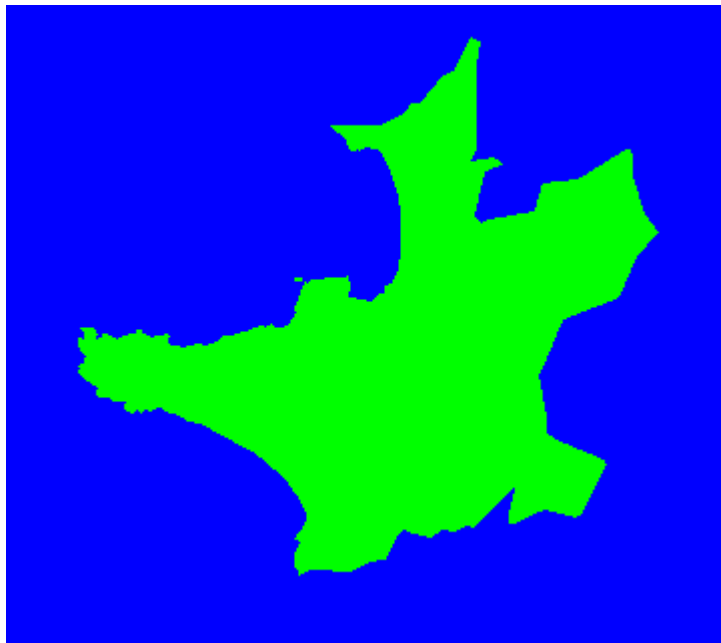


館山市の台所事情

平成20年度決算版



平成22年3月
館山市総務部行革財政課

はじめに

今や地方財政がたいへん厳しい時代と言われています。しかし、どれほど厳しいのか、億単位の数値をお示ししても、現実的ではなく、実感がわかなくなってしまう。

そこで、市の財政状況を家計に置き換えて、わかりやすいものにするとともに、10年前と比較することで、推移が見えるように資料を作成しました。構成としては、前半では家計に置き換えたものに、後半では詳しく分析したものになっています。

なお、今回説明に用いた数値は、毎年度総務省が全国の自治体の財政状況を一律に比較するために調査する普通会計決算のものを使用しています（市の会計年度は4月1日から3月31日までの1年間のことを示し、平成20年度といった場合は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までのことを示します）。

目次

1	収入と支出について（平成20年度決算から）	1
2	財政状況の今と昔（平成10年度と平成20年度の比較）	4
3	歳入歳出決算の推移	6
4	職員数の推移	9
5	借金と貯金の推移	10
6	経常収支比率の推移	11
7	財政健全化判断比率について	12

1 収入と支出について（平成20年度決算から）

（1）収入について

まず、市の1年間の収入（市ではこれを「歳入」と言います。）を見てみましょう。平成20年度の収入合計は161億2,353万円となりました。これは県内36市のうちでは、少ないほうから5番目に位置します。

しかし、このままでは額が大きすぎてなかなか実感がわいてきません。そこで、年間の収入が500万円として、家計に置き換えてみましょう。それが表1-1の右側です。

【表1-1：平成20年度決算（収入の部）】

市の状況を表したもの			家計に置き換えた場合			割合
			年間	1ヶ月		
自主財源	市税・ 使用料・ 財産収入など	80億 1,834万円	給料	248万6千円	20万7千円	49.7%
	繰入金 (基金繰入金)	6億 5,409万円	貯金の 取り崩し	20万3千円	1万7千円	4.1%
依存財源	国県支出金・ 地方交付税・ 地方消費税など	64億 1,630万円	親などからの 支援	199万円	16万6千円	39.8%
	市債	10億 3,480万円	銀行からの 新たな借入れ	32万1千円	2万7千円	6.4%
歳入の合計		161億 2,353万円	収入の合計	500万円	41万7千円	100.0%

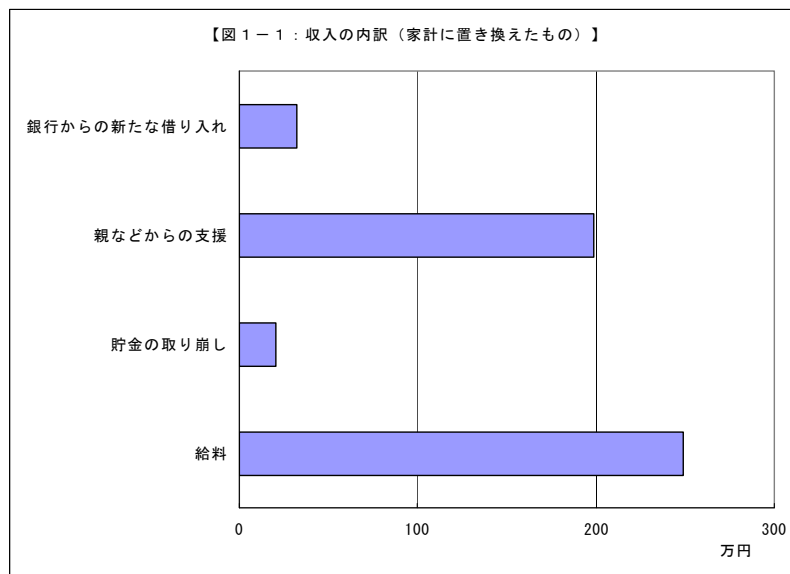
上の表を見てみると、給料（市税など）だけでなく色々な種類の収入があることがわかります。もちろん、給料は全体の49.7%を占めていてもっとも多いのですが、まだまだ親などからの支援に頼っている部分があります。これが国・県からの補助金や地方交付税のことで、39.8%もあるのです。その他、貯金の取り崩し（繰入金）や、銀行からの新たな借入れ（市債）をしています。このように、様々な種類の収入で生計を立てているということをまず念頭に置いてください。

また、収入を見るうえで重要なポイントは、表1-1の一番左にある「自主財源」と「依存財源」の割合です。「自主財源」とは、文字どおり地方公共団体が自主的に収入できるものを言い、市税や使用料などがこれに該当します。市税であれば市が課税をして徴収をすることができますし、公民館の使用料も市が独自に定めて収入することができます。一方、「依存財源」とは、国・県の決定により交付される収入のことで、補助金や地方交付税などがこれに該当します。

市では、この比率が自主財源53.8%、依存財源46.2%となっています。依存財源が多いとそれだけ国・県に頼る部分が多いということですから、結果として市の自由度が減ることになります。財政の独立を図るためには自主財源の確保が重要な課題です。

しかしながら、自主財源の中には貯金の取り崩し（繰入金）が含まれていますので、貯金も毎年度取り崩しを行っているといつかはなくなってしまいます。そこで、市では「行財政改革方針」に基づいて、平成25年度を目標に貯金の取り崩しを行わずにやりくりができるように行財政改革を進めています。

【図1-1：収入の内訳（家計に置き換えたもの）】



(2) 支出について

今度は、お金の使い道である支出（市ではこれを「歳出」と言います。）を見てみましょう。収入と同じように、年間の収入が500万円として、家計に置き換えてみます。

【表1-2：平成20年度決算（支出の部）】

市の状況を表したもの			家計に置き換えた場合		割合	
			年間	1ヶ月		
義務的経費	人件費	34億 1,899万円	食費など	106万円	8万8千円	22.2%
	公債費	19億 6,281万円	借金の返済	60万9千円	5万1千円	12.7%
	扶助費	23億 7,371万円	医療費	73万6千円	6万1千円	15.4%
任意経費	物件費	17億 7,968万円	光熱水費など	55万2千円	4万6千円	11.6%
	維持補修費	8,024万円	自宅や家電の修理	2万5千円	2千円	0.5%
	普通建設事業費	16億 6,546万円	自宅の増改築費など	51万7千円	4万3千円	10.8%
	繰出金	19億 6,780万円	子どもへの仕送り	61万円	5万1千円	12.8%
	補助費など	20億 983万円	自治会費・サークル活動への会費など	62万3千円	5万2千円	13.0%
	積立金	1億 5,859万円	預金など	4万9千円	4千円	1.0%
歳出の合計		154億 1,711万円	支出の合計	478万1千円	39万8千円	100.0%

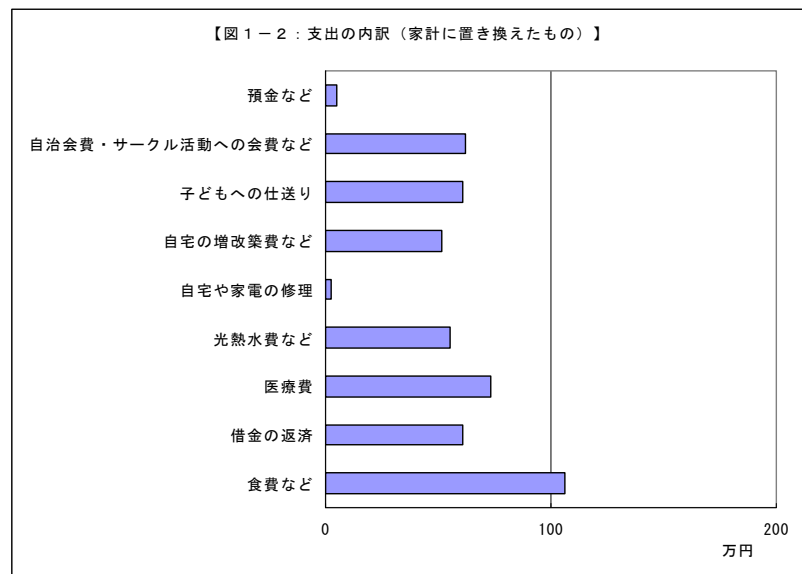
支出の中でもっとも多いのは、食費（人件費）です。次に多いのが医療費（扶助費）で、以下、自治会費（補助費など）、子どもへの仕送り（繰出金）と続きます。

他には光熱水費（物件費）、自宅の増改築費や修理（普通建設事業費・維持補修費）、借金の返済（公債費）も必要です。将来のことを考えてわずかですが預金（積立金）もしています。このように支出にも様々なものがあります。

また、支出を見るうえで重要なポイントは、「義務的経費」の割合です。「義務的経費」とは、支出のうち、人件費、公債費、扶助費の3つのことで、その支出が法律などで義務づけられていて、自由に減らすことができない経費、絶対支払わなければならないものです。

この「義務的経費」の比率が大きければ大きいほど、自由に使うお金が少なくなりますから、「義務的経費」が増えることは財政の健全化を図るにあたっての大きな障害となっています。市では、義務的経費の割合が50.3%と、支出の半分にあたります。

【図1-2：支出の内訳（家計に置き換えたもの）】



(3) 実質収支と単年度収支について

では、収入と支出の差（収支）を見ていきます。収入の中には、何らかの事情で翌年度に繰り越された工事に対する部分が含まれることがあります。収入からこの部分を除き、支出を差し引いた額のことを「実質収支」と言います。家計に例えると、来月払いのクレジットの引き落とし予定額を除いた黒字（赤字）額です。

また、収入の中には、前年度の実質収支も繰越金として引き継がれているため、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引くことで、今年度の純粋な収支を出すことができます。この額のことを「単年度収支」と言います。家計に例えると、今年度の黒字（赤字）から昨年度の黒字（赤字）を引いたものが今年度の純粋な黒字（赤字）分になります。市では、平成 20 年度の実質収支は 5 億 4,149 万円の黒字でしたが、前年度の実質収支（繰越金）が 5 億 6,930 万円あるため、単年度収支は 2,781 万円の赤字になりました。

【表 1-3：平成 20 年度実質収支と単年度収支】

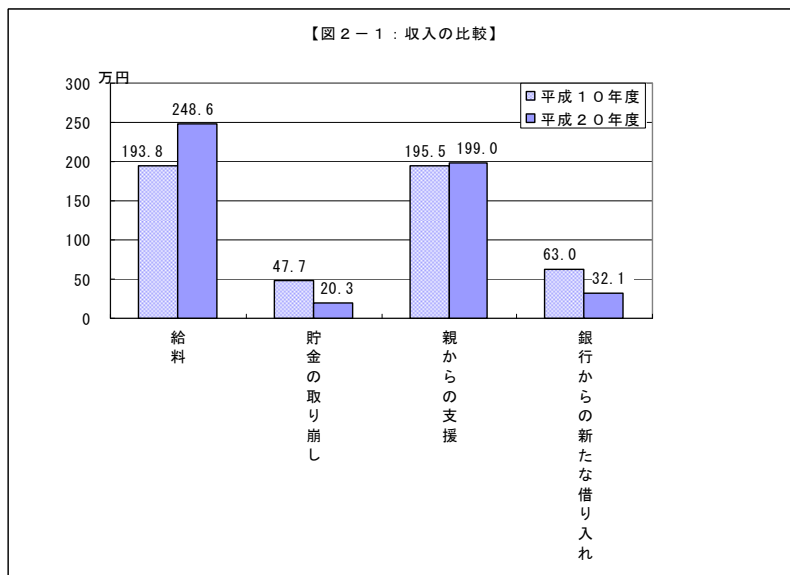
	市の状況を表したもの		家計に置き換えた場合	
	①	歳入の合計	161 億 2,353 万円	収入の合計
②	(翌年度に繰り越された 工事に対する経費)	1 億 6,493 万円	(来月払いの クレジット引落額)	5 万 1 千円
③	歳出の合計	154 億 1,711 万円	支出の合計	478 万 1 千円
④ (=①-②-③)	今年度の実質収支	5 億 4,149 万円	今年度の 黒字（赤字）額	16 万 8 千円
⑤	前年度の実質収支	5 億 6,930 万円	前年度の 黒字（赤字）額	17 万 7 千円
④-⑤	単年度収支	△2,781 万円	純粋な 黒字（赤字）額	△9 千円

2 財政状況の今と昔（平成10年度と平成20年度の比較）

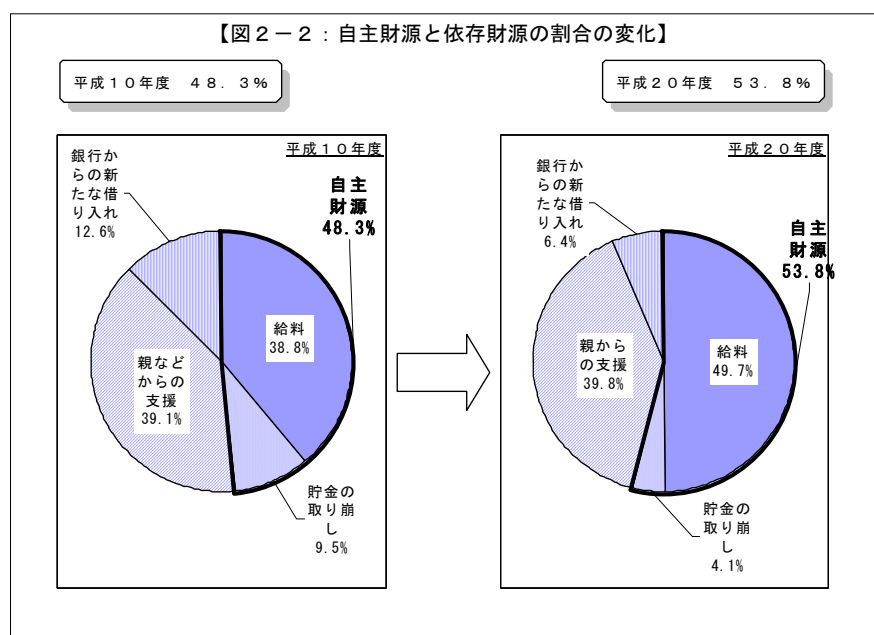
これまでは平成20年度の状況をお伝えしてきました。それでは、10年前（平成10年度）と比べてどのように変化しているのでしょうか。

（1）収入について

10年前に比べて、金額の面から見ると、給料（市税等）が増えているのがわかります。これは、国の三位一体の改革により地方分権が進められたことで、財源が国県支出金から市税等へ移ったためです。しかし、近年の経済状況の悪化から、10年前の収入を確保できていないのが現状です。

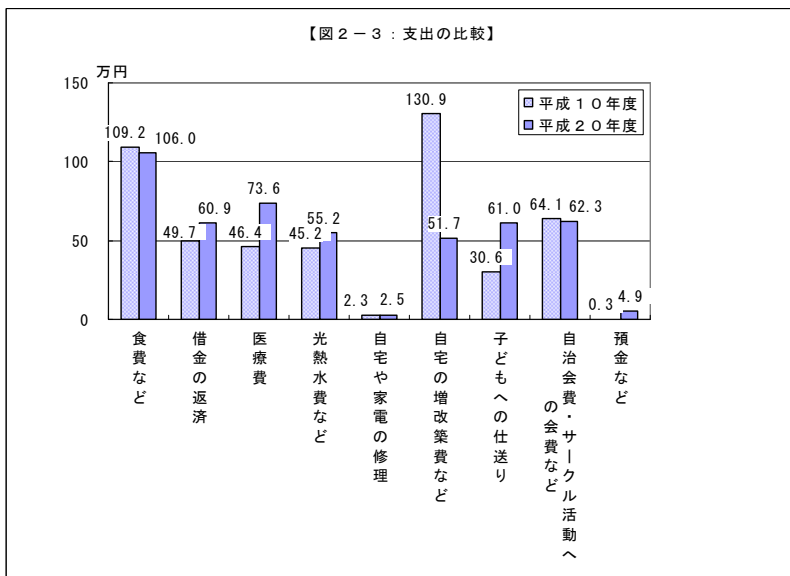


また、割合の面から見ると、先ほど述べた自主財源（給料と貯金の取り崩し）の割合が48.3%から53.8%に増え、依存財源（親からの支援と銀行からの新たな借り入れ）が減っているのがわかります。自主財源の割合が多いことは、家計（市の財政）が親（国や県）などに頼っていないことを表しており、財政の自主性が高いことが言えます。なお、収入金額で見ると、自主財源は平成10年度が241万5千円（市の財政で87億947万円）に対し、平成20年度は268万9千円（市の財政で86億7,243万円）となっています。

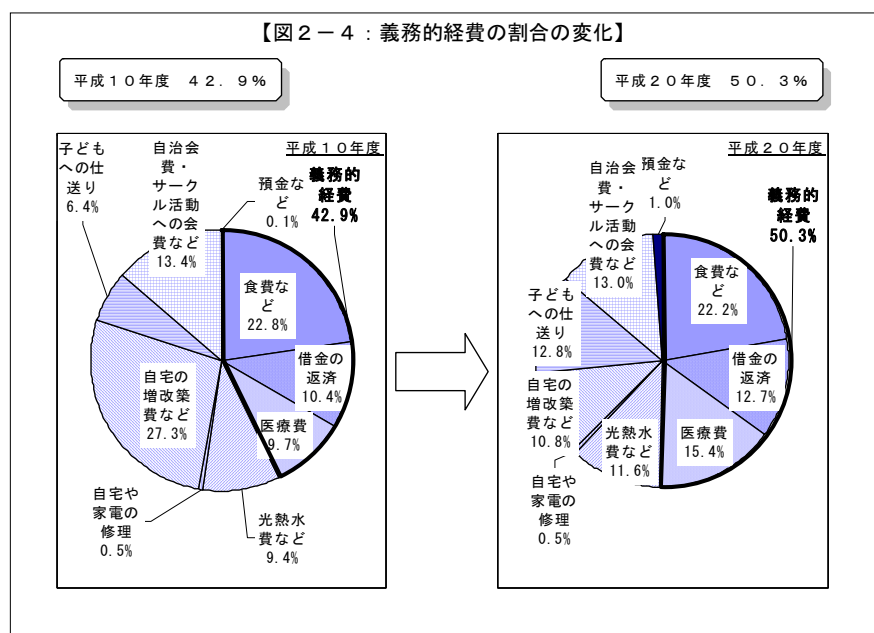


(2) 支出について

10年前に比べて、金額の面から見ると、食費など（人件費）、自宅の増改築費（普通建設事業費）、自治会費など（補助費等）が減り、借金の返済（公債費）、医療費（扶助費）、子どもへの仕送り（繰出金）が増加しているのがわかります。特に自宅の増改築費（普通建設事業費）は4割減少し、医療費（扶助費）は4割増加しています。



また、割合の面から見ると、先ほど述べた義務的経費（食費、借金の返済、医療費）の割合が42.9%から50.3%に増えているのがわかります。義務的経費の割合が多いことは、絶対に支払わなければならないお金が多く、自由に使えるお金が少ないことを表しています。これを金額で表すと、平成10年度が205万3千円（市の財政で74億523万円）に対し、平成20年度が240万5千円（市の財政で77億5,551万円）になります。



(3) まとめ

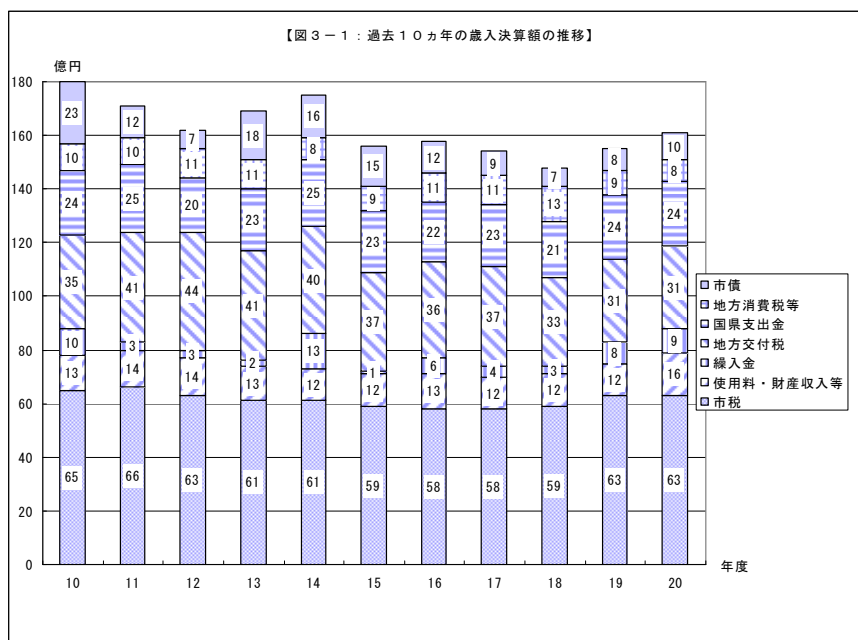
以上のことをまとめると、10年前に比べて、

- ①自主財源（給料など）の割合が増えていることから、財政の自主性が高まっている（それゆえに市が収入を増やす努力をしなければならない）
- ②義務的経費（食費など）の割合が増えていることから、必ず払うものの割合が大きい（それゆえに市の支出を減らすことが難しい）

ことが言えます。

3 歳入歳出決算の推移

(1) 歳入



○歳入全体は平均して160億円台を維持

ここ10年の推移を見ると、平成18年度が148億円とやや減少しているものの、その後は自主財源（市税、使用料・財産収入等、繰入金）が増加し、平成20年度は161億円になっています。

○市税は歳入の根幹

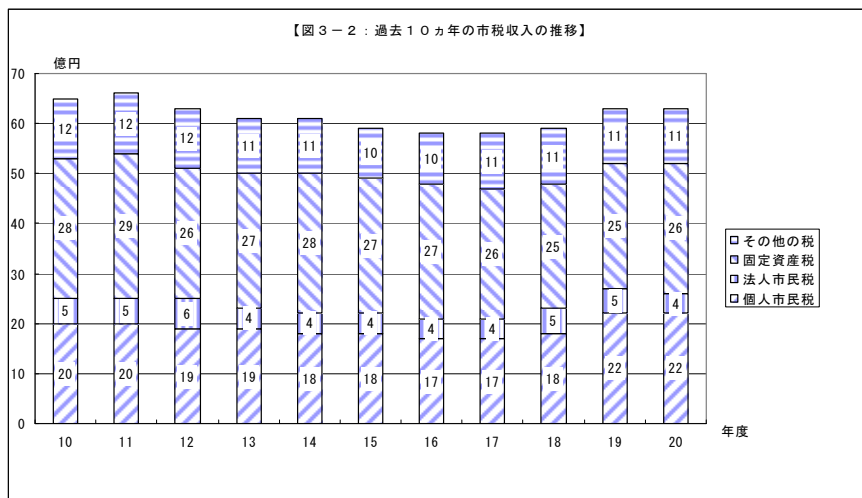
市税は歳入の約4割を占める大黒柱です。歳入の柱である市税は、日本経済の低迷により減少を続けてきましたが、国の税源移譲による税制改正や過年度分の滞納整理などによって、平成19年度以降は市税全体が増加に転じています。しかし、経済状況によって、市税の歳入は変化します。そのため、税收の増減に対応し、健全な財政の運営が可能となるような構造への転換が求められています。

○市税の減少は地方交付税や特例債で補てん

では、市税が減った分、どこで補ってきたかという点、地方交付税（普通交付税）と特例債による借入金です。普通交付税は、すべての地方公共団体が一定のレベルの行政を行うことができるように、財源が不足している地方公共団体に国から交付されるお金のことで、30億円から40億円の交付を受けています。ちなみに平成21年度に県内で普通交付税をもらっていない（財源が不足していない）団体は、千葉市・市川市・船橋市・成田市・市原市・八千代市・君津市・富津市・浦安市・袖ヶ浦市・印西市・芝山町の11市1町です。

○市税収入の推移～個人市民税は経済状況により変化する～

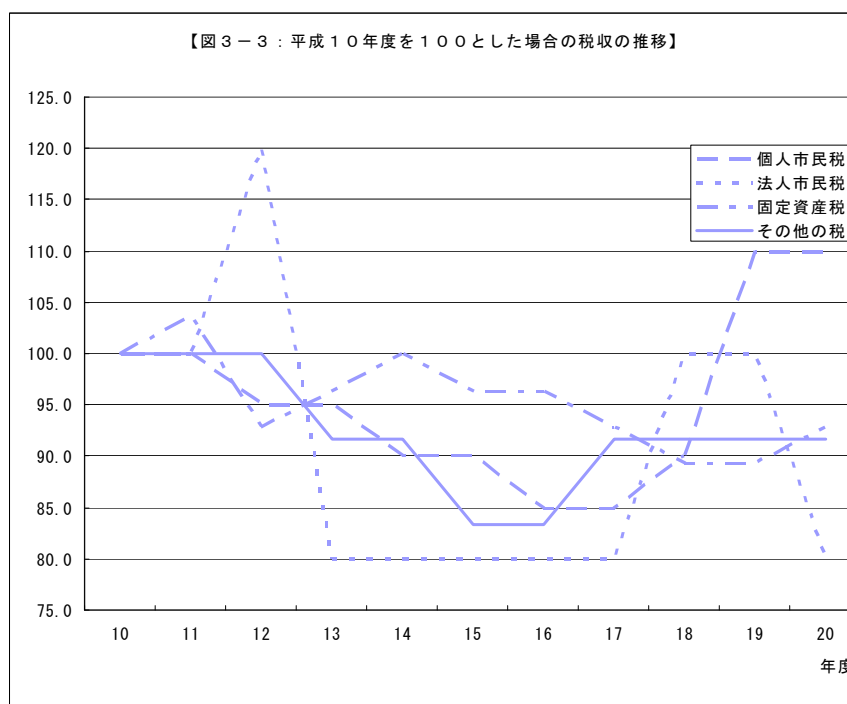
市税は、市が直接収入する税で、個人市民税、法人市民税、固定資産税、その他の税（軽自動車税、市たばこ税等）に大きく分けられます。



個人市民税は、景気の低迷、減税の実施、納税義務者の変化（給与収入の人が年金を受給するようになると、市民税額が少なくなることが多い、人口が減少しても市民税額が少なくなる）などにより減少してきましたが、税制改正などによって平成19年度以降は増えています。

法人市民税は、企業の業績による影響を受けるため、増減の幅がもっとも顕著に現れる税目です。

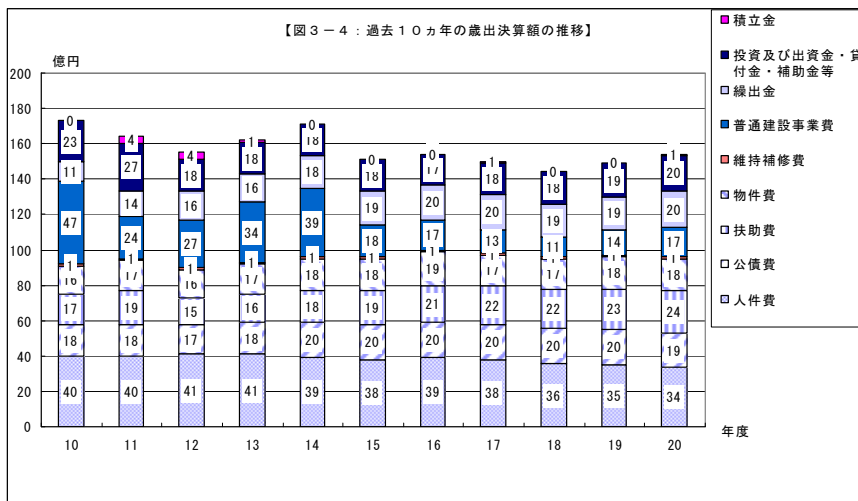
固定資産税は、土地や家屋などの資産に課税されるものなので、市民税に比べ増減幅が少ないのが特徴です。



市税収入は歳入全体のおよそ4割を占めるものであり、「自立したまちづくり」を進めるためには税収の確保が大きな課題です。そのために、市有地などの有効活用による課税客体（市民税・固定資産税など）の増加や、市税の徴収率の向上を図ることが今後の課題と考えています。

(2) 歳出

歳出の状況を使い方と（性質別）に見ていきます。



○人件費は減少傾向～職員数の減少や給与の見直し～

人件費は、退職者の不補充や業務の委託化による職員数の減少、給与改定、各種手当の見直し等により削減に努めてきた結果、減少してきています。

○扶助費は増加傾向～生活保護や福祉関係費が増加～

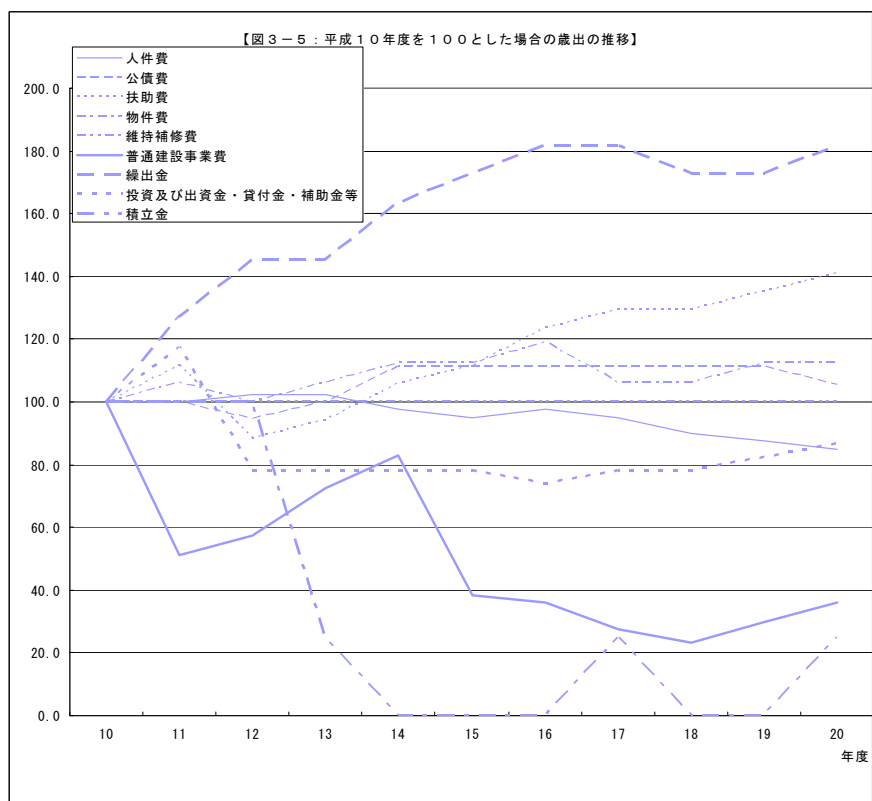
扶助費は、社会情勢の変化による生活保護者や児童扶養手当の増、制度の拡充による児童手当の増などにより増加してきています。

○義務的経費は増加傾向

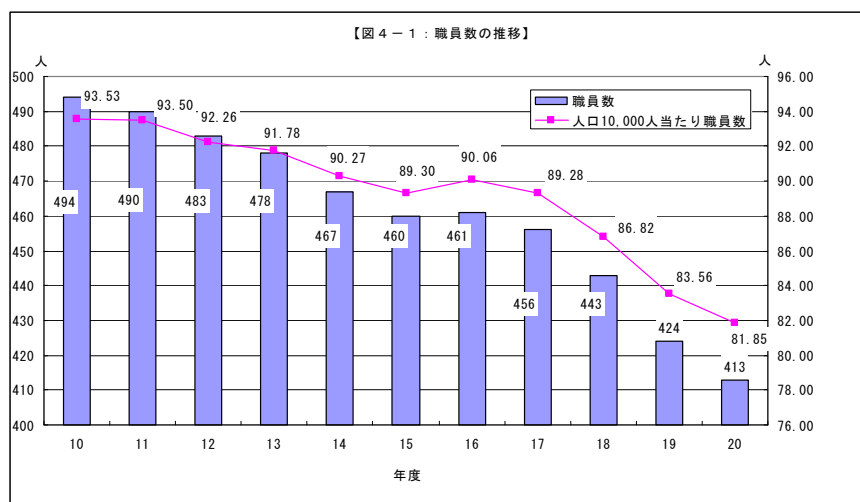
支出のうち、義務的経費については、人件費や公債費は減少してきているものの、扶助費については増加傾向にあります。そのため、義務的経費以外の経費について、さらなる削減が必要となっています。

○繰出金が増え続けている

繰出金は、国民健康保険などの特別会計に支出する経費ですが、介護保険や後期高齢者（長寿医療）制度が始まったことにより、年々増加しています。



4 職員数の推移



※上記グラフで「平成20年度」とは平成20年4月1日現在の職員数を示します。他の年度も同様です。

(1) 職員数の傾向

職員数は年々減少しています。退職者の不補充及び業務の委託化を進めたことが大きな理由です。前年度との比較では11人(2.6%)の減少です。

(2) 人口当たりの職員数

市の人口は、少子化や市外への転出などにより年々減少しています。また、職員数も年々減少しているため、職員数を人口で割った数(人口当たりの職員数)は年々減少しています。一方、地方分権が進む中で、市の仕事が増えているため、職員一人当たりの仕事量は増えています。そのため、いかに効率的に仕事を進めていくかが課題となっています。

(3) 県内の他団体との比較

では、県内の他団体と比較するとどうでしょうか。普通会計の職員数で比較すると、館山市は人口1万人当たりの職員数は75.90人です。これは、千葉市を除く県内市の平均(78.94人)を下回っています。

【表4-1：職員数等の比較】

	住民基本台帳人口 (平成20年4月1日現在)	普通会計職員数	人口10,000人 当たり職員数
館山市	50,461人	383人	75.90人
県内市平均 (千葉市を除く)	139,073人	988人	78.94人
県内市平均 (千葉市を含む)	160,706人	1,137人	78.68人
類似団体平均(※)	66,906人	534人	80.00人

※類似団体：地方公共団体を市と町村に分け、それぞれの人口や産業構造によって区分したものの。

館山市の類似団体は、銚子市・茂原市・東金市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・

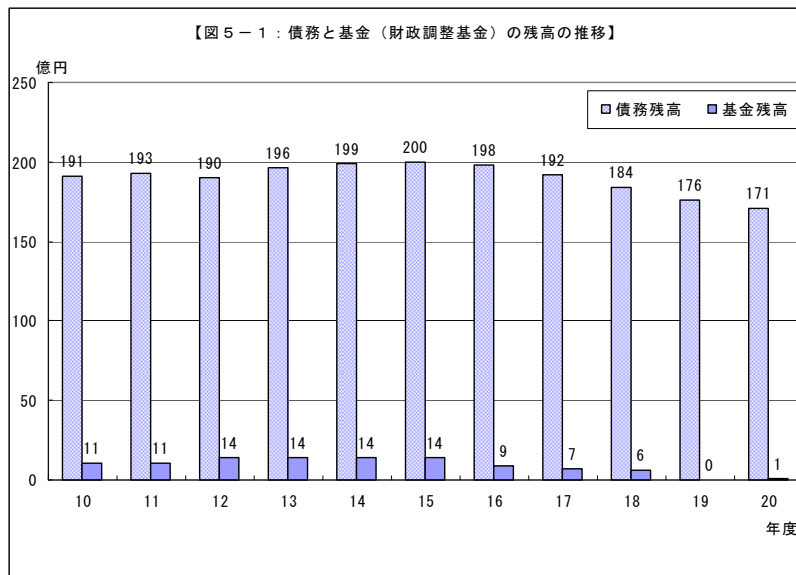
八街市・印西市・白井市・富里市・香取市・山武市。

5 借金と貯金の推移

市には、家計でいうところの借金と貯金があります。これを市では、債務と基金と言います。この2つの推移を見てみましょう。

(1) 債務と基金の傾向

平成15年度末には約200億円の借金残高がありましたが、新規の借金を抑制することで年々減少を続け、平成20年度末には約171億円となっています。これは、前年度のおよそ176億円と比較して、5億円(2.9%)の減少です。



一方で基金は、事業実施のために毎年取り崩しをせざるを得ない状況が続き、平成19年度末には1億円を割り込んでしまいましたが、平成20年度末には、災害時の緊急的な支出ができるように、基金に積立をしました。しかし、10年前と比較すれば、その額はあまりに少なすぎます。

(2) なぜ、借金をするのか～市の借金は普通考える借金と意味合いが異なる～

市では、道路・学校などを整備する際にお金を借りています。お金を借りるということは、分割払いをすと言い換えてもいいかもしれません。それはなぜでしょうか。理由は大きく2つあります。

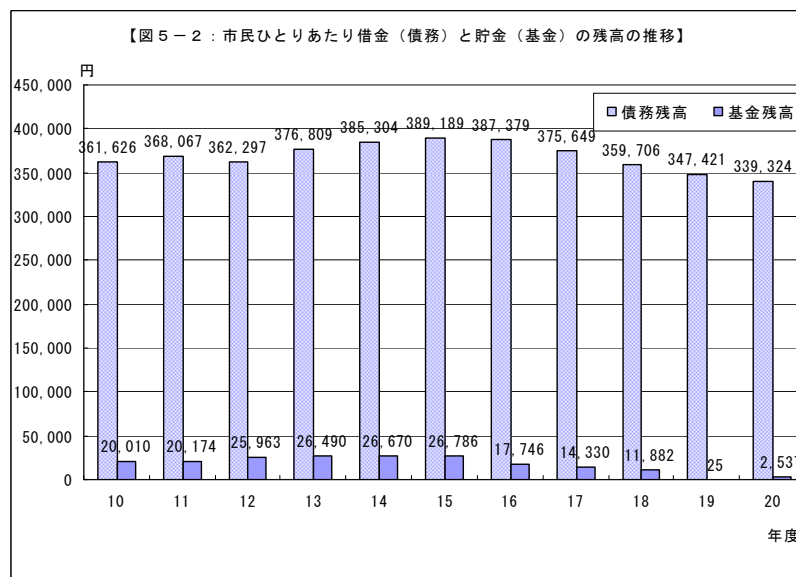
1点目に、施設を整備した年に住んでいる人だけが使うのではなく、将来、市に住む人も使う施設の場合には、作った年に住んでいる人だけが支払うのではなく、資金

を借りて、将来住む人にもその資金の返済をしていただくことで、負担を公平にできることがあげられます。

2点目に、資金を借りて分割で返済することによって、その年の支出を少なくすることができ、その分他の事業にも取り組むことができるからです。

(3) ひとりあたりの借金と貯金の額は？

市として、よりよいまちづくりを進めていくために、ある程度積極的に投資をしていくことは必要なことであると考えています。一方で、借入れも多くなりすぎると将来返済に追われ、他の事業が行うことができなくなる危険性があるのも事実です。そこで、今ある借入金を返済するのはもちろんですが、市民の皆さんの負担が大きくなるように、できるだけ新たな借入れをしないようにする努力をしています。



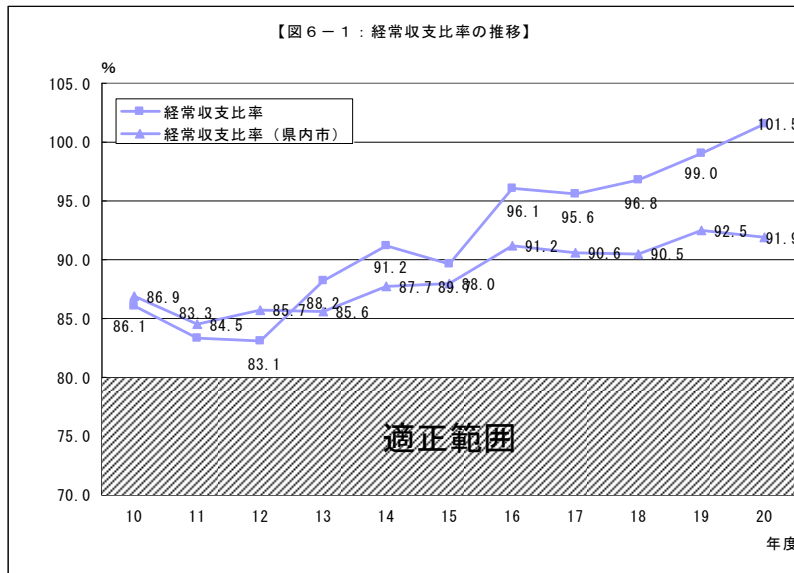
6 経常収支比率の推移

次に、財政指標のひとつ、経常収支比率をみてみましょう。

(1) 経常収支比率とは

財政的な面で市民ニーズに臨機に対応できるかどうかを示す指標のことです。

計算式 (毎年必ず支出されるもの) ÷ (毎年必ず収入される、使いみちがきめられていないもの)



財政構造の弾力性を示すもので、地方財政指標としてもっとも重要視されるもののひとつです。

これは、自由に使える経常的な財源（市税などの一般財源）が経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費など）にどれだけ充てられたかを示す割合です。家計に例えると、毎月の給料に対して、食費、光熱水費やローンの返済など毎月決まって支払わなければならない経費の割合がどれくらいを示したもので、この割合が高いほどやりくりが苦しいということになります。

(2) 経常収支比率は低いほうが優秀

図6-1の斜線部は、経常収支比率として望ましいとされている範囲です。70%～80%ということは、毎月30万円もらっている給料のうち、6万円～9万円の余裕がある

ことが望ましいということです。次の表を見てください。経常収支比率が低いほうが望ましいことは一目瞭然です。

【表6-1：経常収支比率を比較した表】

	給料 a	生活費など 毎月必ずかかるお金 b	経常収支比率 $b \div a$	余裕のあるお金 a - b	見解
Aさん	30万円	24万円	80%	6万円	経常収支比率が低いため、自由に使えるお金が多い→急な支出や貯金などに対応できる
Bさん	30万円	27万円	90%	3万円	Aさんに比べ、経常収支比率が高いため、自由に使えるお金が少ない
Cさん	30万円	30万円	100%	0万円	急な支出や貯金はできない。
Dさん	30万円	33万円	110%	△3万円	もはや余裕は無いどころか貯金を取り崩さなければ・・・。

(3) 市の経常収支比率は

市では平成12年度に83.1%でしたが、経常的な収入の減少に加え、経常的な支出の増加により経常収支比率は年々増加し、平成20年度に101.5%に達してしまいました。この原因として考えられることは、医療、介護、消防、水道事業などに対する支出が慢性的に多いことに加えて、世界的な不況の影響を受け、法人市民税をはじめ市税収入が減少したことなどが考えられます。

経常収支比率が100%を超えるということは、経常的な収入（経常一般財源）の額を経常的な支出額が上回っており、不足分を臨時的な収入（今回は庁舎建設基金から借りました）で賄っているという状態です。家計に例えれば、毎月の生活費が給料だけでは賄えていない状態といえます。

(4) 経常収支比率を引き上げるために

経常収支比率が100%を超えたことが、即、財政破綻へつながるわけではありません。だからといって、このままではいけないことは明らかです。現実的に一気に80%まで引き下げるとするのは難しいですが、現状を改善するため、これまで以上に人件費や公債費、施設の維持管理経費などの縮減に努める一方で、歳入確保策として、市税徴収率の向上、未利用市有地の売却などに取り組んでいきます。また、職員や市民に対して、財政状況を説明し、理解を求めていきます。

7 財政健全化判断比率について

最後に、財政健全化判断比率について簡単に説明します。

(1) 財政健全化判断比率とは

平成 19 年 6 月に、自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的に、「自治体財政健全化法」が成立し、市の財政の健全化を判断する 4 つの比率及び公営企業の資金不足比率を指標として、公表することになりました。この 4 つの比率のことを「財政健全化判断比率」といいます。

- ①『実質赤字比率』とは、普通会計の赤字額の割合で、赤字額が多くなるとこの数値も大きくなります。黒字の場合は「0」です。
- ②『連結実質赤字比率』とは、普通会計だけでなく、特別会計も含めた市全体の収支を合算したときの赤字額の割合です。
- ③『実質公債費比率』とは、その市町村にとっての標準的な収入額（一般財源）のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの実質的な公債費相当額に充てられたものの占める割合です。
- ④『将来負担比率』とは、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（市の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模）に対する割合です。

(2) 4 つの指標の判断基準

4 つの指標のうちいずれかが国の定める早期健全化基準を上回る団体（黄信号）は財政健全化計画を策定し、再生基準を上回る団体（赤信号）は再建団体として財政再建計画を策定し、その計画に沿った運営を行うこととなります。

市においては、表 7-1 に掲げるとおり、平成 20 年度決算においては、4 つの指標ともこれらの基準を上回っていません。

【表 7-1：平成 20 年度決算における健全化判断比率】

4 つの指標	市の数値	国の定める基準	
		早期健全化基準（黄信号）	再生基準（赤信号）
実質赤字比率	－（赤字額なし）	13.31%以上	20.0%以上
連結実質赤字比率	－（赤字額なし）	18.31%以上	40.0%以上
実質公債費比率	7.5%	25.0%以上	35.0%以上
将来負担比率	107.3%	350.0%以上	

(3) 資金不足比率について

自治体が運営する公営企業の健全度を測る指標で、公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表し、経営健全化基準を上回る団体は、経営健全化計画を定めなければいけません。市では下水道事業特別会計が公営企業に該当します。

平成 20 年度決算においては、資金不足がなかったことから、該当なしとなっています。

さいごに

市の財政について少しでもご理解いただけましたでしょうか。

地方分権の時代と言われるなかで、国は「三位一体の改革」という国と地方の財政関係のあり方を根本から見直し、さらに地方財政の改革を推し進めており、ますます地方財政を取り巻く環境は変化することになります。更に、ここ数年は、世界経済が悪化し、国内の景気も悪くなっています。その中で、市民の皆さんが安心して暮らしていけるようにしていかなければいけません。

この先、どんな状況になるかはわかりませんが、それに適応できる財政基盤を創り上げるために、今まで以上に行財政改革を進めていかなければなりません。そのためには、市民の皆さんの協力も必要です。今まで以上のご負担をお願いすることがあるかもしれませんが、行政サービスの悪化は避けていきたいと思っています。

よりよい市のために、皆さんの協力をよろしくお願いします。

館山市の台所事情（平成 20 年度決算版）

平成 22 年 3 月 作成
館山市総務部行革財政課

T E L 0470-22-3291

F A X 0470-23-3115

E-Mail gyouzai@city.tateyama.chiba.jp
